

あかるいまち 21

No.1725 2025 年 5 月 15 日
組合員活動推進課 082-532-1264

	5 月	2025 年度
組合員ふやし	54 人	157 人
出資金ふやし	329 万円	1,314 万円
純 増	△36 万円	△402 万円



サプライズ！ かわいいプレゼントをいただきました♪

～生協わくわくぱーてぃー～

4 月 12 日（土）に開催し、飛び込みでやって来られた方がいらっしゃいました。病院の医療ウェアを着たその男性は、生協さえき病院に勤務している放射線技師の金本秀明さん。「バルーンアートをお渡ししたくて来んです！」とのこと。聞けば、以前から『けんこう』などに載っているわくわくぱーてぃーの記事を見ては、子どもたちに自分のバルーンアートで喜んでほしいとずっと気になっていたのだと。渡された袋の中には、空を飛ぶ飛行機のバルーンとお花のバルーンが色とりどりにいっぱい詰まっていた。

業務の休憩の合間に来られたようで、お時間の都合上金本さんからお子さんに直接お渡しすることはかないませんでした。お子さんはバルーンで作られたカラフルなお花と飛行機に目を輝かせていました。「持って帰っていいよ」とお伝えすると、保護者の方と嬉しそうにバルーンを選んで、大事に持って帰っていました♪



かわいいサプライズは、皆さんを笑顔にするような、心温まる素敵なプレゼントになりました！金本さん、どうもありがとうございました！！

憲法学習会に参加して

～憲法を守り、活かし、広げるプロジェクト～

支部運営委員会でけんこうプラザでの憲法学習会を知り、4 月 19 日（土）は午前中に別用で広島市内に出ており、午後参加しました。

学習会では、中村健太弁護士さんが日本国憲法第 3 章の「国民の権利及び義務」の条文ごとに、特に 25 条「生存権」、13 条「幸福追求権」、14 条「法の下での平等」、19 条「思想良心の自由」、20 条「信教の自由」、21 条「表現の自由」については詳しく説明・解説されました。

私はこの学習で、憲法の各条項に定められた国民の権利が、私たちの生存にとっていかに身近で重要なものであるかを改めて認識させられました。そして、政権党が福祉医療の改悪と軍事費増の政治を強行し、憲法 9 条の改悪を狙っている時だけに、12 条に規定するように「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と自覚させられました。

記・湯来支部 牧野一見

